

豊川市NPO法人

運営支援補助金

NPO法人が、安定した運営ができるよう支援します！！



豊川市では、「とよかわ市民協働推進計画」に基づき、市民協働によるまちづくりを推進しています。

そこで、新たな公共サービスの担い手として活躍している「NPO法人」が安定的かつ継続的に運営ができるよう、その運営費の一部を補助するものです。

申請手続き

申請手続きは、「豊川市NPO法人運営支援補助金交付申請書」に、下記書類を添えて市民協働国際課へ提出してください。

- (1) 法人税申告書及び法人市民税申告書の写し
- (2) 前事業年度分の法人市民税の納付済みを証する書類の写し（領収書等）
- (3) 事業報告書及び決算書
- (4) 同意書兼市税滞納情報照会書

※申請書は、市民協働国際課のホームページからダウンロードできます。



補助対象団体

補助対象団体は、次の要件を全て満たす、収益事業を行っているNPO法人です。

- (1) 主たる事務所が豊川市内に置かれている法人のうち、とよかわボランティア・市民活動センターに登録している法人
- (2) 前事業年度分の法人税申告書において、所得金額又は欠損金額欄に記載する金額が0円以下である法人
- (3) 前事業年度分の法人税額が0円である法人
- (4) 前事業年度分の法人市民税について、均等割のみが課税され、納期限内に納付した法人
- (5) 市税等の滞納がない法人

補助金額

補助金額は、本市に納付された前事業年度分の「法人市民税均等割の金額」と同額となります。

・納付が遅れたことにより発生する利息分については対象となりません。

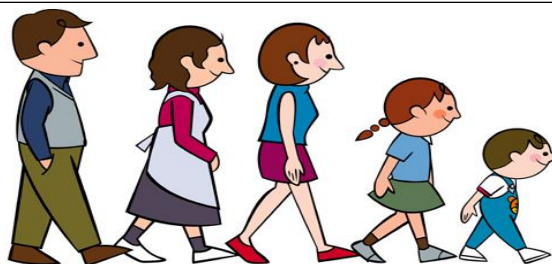
詳しくは下記までお問い合わせください

豊川市市民部市民協働国際課 市民協働係

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話 0533-89-2165 FAX0533-89-2125

E-mail : kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp



裏面のフローチャートをご利用ください！

NPO法人運営支援補助金制度対象団体確認表

スタート

豊川市内に主たる事務所を置くNPO法人で、とよかわボランティア・市民活動センターに登録している

いいえ

補助等の制度の対象となりません

はい

収益事業を行っている

いいえ

市民税課に、減免申請をご相談ください

はい

今回申告する法人税申告書の所得金額欄が0円以下である

いいえ

補助等の制度の対象となりません

はい

市税の滞納がない

いいえ

はい

法人市民税の均等割のみが課税され納付した

いいえ

はい

運営支援補助金制度の対象となりますので、市民協働国際課へ必要書類を提出してください

